

監査公告第 18 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による政策戦略部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 9 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

## 政策戦略部 定期監査結果報告

### 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 第2 監査期間

令和4年12月9日から令和5年1月13日まで

### 第3 監査の対象

政策戦略部（秘書課、スマートシティ課、加賀ライズタウン推進本部）

### 第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) e-加賀市民制度構築を含む8つの事業の進捗と予算の執行状況について

### 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

### 第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

政策戦略部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 加賀ライズタウン構想の事業主体となる民間事業者の誘致について
2. デジタル田園健康特区の推進について
3. シティプロモーション推進事業について
4. 住宅取得助成事業について
5. 人口減少対策の事業体制について
6. デジタル加賀推進事業について
7. 加賀市イノベーションセンター内インキュベーションルームの誘致について
8. リスキリングの取り組みについて
9. 基幹システムの標準化について
10. e-加賀市民制度構築事業の進捗と予算の執行状況について
11. MaaS（マース）推進事業の進捗と予算の執行状況について
12. シティプロモーション推進事業の進捗と予算の執行状況について
13. 都市デジタルツイン構築事業の進捗と予算の執行状況について
14. デジタル人材育成事業先端技術人材育成事業の進捗と予算の執行状況について
15. 企業家育成事業の進捗と予算の執行状況について
16. 電子投票システム開発事業の進捗と予算の執行状況について
17. 行政手続きオンライン化事業の進捗と予算の執行状況について